



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 人事委員会規則

- *1 職員の任用に関する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則 1

○ 告示

- 174 指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 2
 175 " (") 2
 176 指定自立支援医療機関の指定 (") 2
 177 農用地利用配分計画の認可の申請 (経営支援課) 2
 178 農用地利用配分計画の認可 (") 3
 179 第五種共同漁業権に係る遊漁規則の変更の認可 (資源管理課) 3
 180 平成26年和歌山県告示第135号(境界地の道路の管理及び費用負担に関する協定)の一部
 改正 (道路保全課) 3
 181 平成28年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施 (建築住宅課) 5
 182 平成19年和歌山県告示第641号(建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の指定)の
 一部改正 (") 7
 183 都市計画事業の事業計画の変更認可 (下水道課) 7
 184 都市計画事業の認可 (都市政策課) 7

○ 人事委員会告示

- 1 平成28年度和歌山県職員採用試験実施計画 8
 2 平成28年度第1回和歌山県警察官A採用試験の実施 9

○ 選挙管理委員会告示

- 12 政治団体の届出事項の異動の届出 14
 13 資金管理団体の指定の取消しの届出 15
 14 政治団体の解散の届出 15
 15 政治団体の収支報告書の要旨 16
 16 政治団体の設立の届出 17
 17 資金管理団体の届出 17

○ 公告

- 軽油引取税免税軽油使用者証の無効 (税務課) 18
 熊野灘沿岸海岸保全基本計画の案の縦覧 (港湾漁港整備課) 18

○ 監査公表

- 監査公表第7号 19

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第1号

職員の任用に関する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月1日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

職員の任用に関する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する権限の委任に関する規則（昭和41年和歌山県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「及び実技試験」を「、実技試験及び専門試験」に改め、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 資格加点に係る事務

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第174号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成28年3月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3011000597	まはろ	橋本市東家四丁目18-18 井上ビル603	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	特定なし	株式会社Maha lo	橋本市東家四丁目18-18 井上ビル603	平成 28.3.1

和歌山県告示第175号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成28年3月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3012250480	在宅介護サービスほっこり	田辺市栄町23	居宅介護 重度訪問介護	特定なし	合同会社輝	西牟婁郡上富田町朝来2330-15	平成 28.3.1

和歌山県告示第176号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成28年3月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類（薬局は除く。）	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定年月日
ウエルシア薬局岩出中黒店	岩出市中黒546番地	—	南順子	平成 28.3.1

和歌山県告示第177号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管

理機構から平成28年2月18日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び伊都振興局地域振興部農業振興課に備え置いて、平成28年3月14日まで縦覧に供する。

平成28年3月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第68号-1	伊都郡かつらぎ町東浜田字下嶋622-1外1筆
平成27年度第68号-2	伊都郡かつらぎ町新田字丁通り東46-1外1筆

和歌山県告示第178号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成28年2月22日に認可した。

平成28年3月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第63号	日高郡日高川町和佐字鎌田1006-1

和歌山県告示第179号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、平成28年2月19日付けで次のとおり第五種共同漁業権に係る遊漁規則の変更を認可した。

なお、当該認可に係る内容は、省略し、和歌山県農林水産部水産局資源管理課に備え置いて、告示の日から平成28年4月1日まで縦覧に供する。

平成28年3月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業権者		漁業権の 免許番号	変更後の遊魚 規則の施行の日
名称	住所		
熊野川漁業協同組合	新宮市熊野地二丁目8番1号	和内共第34号	平成28年2月19日

和歌山県告示第180号

道路法（昭和27年法律第180号）第19条第1項及び第54条第1項の規定により、和歌山県と奈良県の境界地に係る一般国道169号奥瀬道路の管理及び費用負担について、平成27年9月13日付けで変更の協議が成立したので、平成26年和歌山県告示第135号（境界地の道路の管理及び費用負担に関する協定）の一部を次のように改正する。

平成28年3月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

本文中「道路管理者和歌山県知事」を「和歌山県知事」に、「道路管理者奈良県知事」を「奈良県知事」に改める。

第1条を次のように改める。

（協定道路）

第1条 この協定の対象となる道路は次のとおりとする。

路線名 一般国道169号 奥瀬道路

区間 (1) 和歌山県東牟婁郡北山村小松トンネル和歌山県抗口から
和歌山県新宮市熊野川町田戸橋西詰及び葛川橋西詰まで
内 奈良県区間

奈良県吉野郡十津川村小松トンネル内県境から
奈良県吉野郡十津川村田戸橋及び葛川橋県境まで

区間 (2) 和歌山県新宮市熊野川町竹筒トンネル和歌山県抗口から
和歌山県新宮市熊野川町葛山トンネル和歌山県抗口まで
内 奈良県区間

奈良県吉野郡十津川村竹筒トンネル内県境から
奈良県吉野郡十津川村葛山トンネル内県境まで

延長 7,375.28メートル

内 和歌山県に属する区間の延長 1,422.79メートル (19.3%)

奈良県に属する区間の延長 5,952.49メートル (80.7%)

境界 小松トンネル内県境、田戸橋、葛川橋、竹筒トンネル内県境及び葛山トンネル内県境

2 道路とは、道路、橋梁、トンネル及びこれらを保全するために設けられた付属物をいう。

第2条を次のように改める。

(権限代行)

第2条 前条で指定した区間の道路の管理は和歌山県が行い、奈良県に属する区間については道路法第27条第4項の規定に基づき、和歌山県が奈良県の権限を代行する。ただし、道路法施行令(昭和27年政令第479号)第5条の規定により協議して定める権限は、次に掲げるもの以外のものとする。

- (1) 道路法第24条、第32条から第41条まで及び同法第47条から第47条の5までの規定による道路管理者の権限
- (2) 前号に規定する権限に係る道路法第71条から第73条までの規定による道路管理者の権限
- (3) 前条で指定した区間の道路の災害復旧事業。ただし、境界をまたぐ施設については、甲乙が事前に協議するものとする。

第3条第1項中「改築、修繕」を「修繕その他の管理」に改める。

第5条、第6条及び第7条を削り、第4条の次に次の2条を加える。

(道路の区域、供用開廢の資料提供)

第5条 乙は、協定区域内において道路の区域変更及び供用の開廢を行う場合、甲に事前に連絡を行うとともに、公示後、表示図の写しを甲に提供するものとする。

(道路台帳)

第6条 乙は、道路台帳を調製した場合、甲に写しを提供するものとする。

第8条から第10条までを1条ずつ繰り上げる。

別紙第3条(1) 関係を次のように改める。

別紙

第3条(1) 関係

小松トンネル

延長 734.00メートル

内 和歌山県に属する区間の延長 556.00メートル (75.7%)

奈良県に属する区間の延長 178.00メートル (24.3%)

田戸橋

延長 106.00メートル

内 和歌山県に属する区間の延長 53.00メートル (50.0%)

奈良県に属する区間の延長 53.00メートル（50.0%）

葛川橋

延長 160.00メートル

内 和歌山県に属する区間の延長 82.00メートル（51.3%）

奈良県に属する区間の延長 78.00メートル（48.8%）

竹筒トンネル

延長 967.79メートル

内 和歌山県に属する区間の延長 585.79メートル（60.5%）

奈良県に属する区間の延長 382.00メートル（39.5%）

葛山トンネル

延長 699.00メートル

内 和歌山県に属する区間の延長 146.00メートル（20.9%）

奈良県に属する区間の延長 553.00メートル（79.1%）

和歌山県告示第181号

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成28年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、当該試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定により、和歌山県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成28年3月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 試験日及び時間

(1) 「学科の試験」

ア 二級建築士

平成28年7月3日（日）午前10時から午後5時10分まで

イ 木造建築士

平成28年7月24日（日）午前10時から午後5時10分まで

(2) 「設計製図の試験」

ア 二級建築士

平成28年9月11日（日）午前11時から午後4時まで

イ 木造建築士

平成28年10月9日（日）午前11時から午後4時まで

2 試験場

(1) 「学科の試験」

和歌山県立和歌山工業高等学校 和歌山市西浜3-6-1

(2) 「設計製図の試験」

和歌山大学 和歌山市栄谷930

3 受験申込手続

(1) 郵送による受験申込み

郵送による受験申込みについては、以下ア又はイに該当する者に限り行うことができる。

ア 過去に二級建築士試験又は木造建築士試験を受験したことがある者のうち、試験の受験票又は合否の通知書が貼付されている者

イ 離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書又は住民票が添付されている者

(ア) 受験申込受付期間：平成28年3月14日（月）から同月29日（火）まで

(イ) 受験申込方法：次の宛先（締切日の消印のあるものまで有効）に必ず簡易書留で郵送すること。

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル

公益財団法人建築技術教育普及センター本部

(2) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

ア 受験申込受付期間及び時間

(ア) 期間 平成28年3月22日（火）から同月29日（火）まで

(イ) 時間 受付開始日の午前10時から受付終了日の午後4時まで

イ 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.or.jp/>）において、必要な事項を入力し申し込むこと。

(3) 受付場所における受験申込み

受験申込書の受付は、受付場所に申込者本人が当該申込書を直接提出したものについて行う。

ア 受験申込書の受付場所、受付期間及び受付時間

(ア) 一般社団法人和歌山県建築士会

a 受付場所 和歌山市ト半町38 和歌山県建築士会館内

b 受付期間 平成28年4月7日（木）から同月11日（月）までの午前10時から午後5時まで

(イ) 一般社団法人和歌山県建築士会田辺支部

a 受付場所 田辺市朝日ヶ丘15-14 田辺建築センター内

b 受付期間 平成28年4月7日（木）及び同月8日（金）の午前10時から午後5時まで

(ウ) 一般社団法人和歌山県建築士会新宮支部

a 受付場所 新宮市元鍛冶町1-5-6 仮屋建築工房内

b 受付期間 平成28年4月7日（木）及び同月8日（金）の午前10時から午後5時まで

イ 「学科の試験」の免除の申請

「学科の試験」の免除の申請は、平成26年又は平成27年の「学科の試験」に合格した者に限り行うことができる。免除の申請に当たっては、平成26年又は平成27年の試験（他の都道府県知事が行ったものを含む。）の「学科の試験」の合格通知書、若しくは平成26年又は平成27年の「設計製図の試験」の不合格の通知書で平成28年の「学科の試験」が免除できる旨記載されたものを貼付して行うこと。

ウ 受験票の交付等

受験票（受験番号、試験場等を明記したもの）については、原則として、平成28年6月10日（金）（予定）に受験有資格者に発送する。

4 合格者の発表及び合否の通知

平成28年12月1日（木）（予定）

合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

なお、「学科の試験」については、二級建築士は平成28年8月23日（火）（予定）に、木造建築士は同年9月6日（火）（予定）に通知する。

5 合否判定基準の公表

合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を公益財団法人建築技術教育普及センター支部等に掲示する。

6 その他

- (1) 「設計製図の試験」の課題は、平成28年6月8日(水)(予定)から公益財団法人建築技術教育普及センター支部及び一般社団法人和歌山県建築士会の事務所に掲示するとともに、「学科の試験」の試験場においても掲示する。
- (2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出ること。

和歌山県告示第182号

平成19年和歌山県告示第641号(建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の指定)の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から実施する。

平成28年3月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

第2項中「平成25年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成31年3月31日まで」に改める。

第3項中「延べ面積」を「、延べ面積」に改める。

第4項の表中「鉄骨鉄筋コンクリート」を「鉄骨鉄筋コンクリート造」に改める。

和歌山県告示第183号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成28年3月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 施行者の名称

白浜町

2 都市計画事業の種類及び名称

白浜都市計画下水道事業白浜公共下水道

3 事業施行期間

自 昭和62年3月30日

至 平成34年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成5年和歌山県告示第280号、平成7年和歌山県告示第326号及び平成17年和歌山県告示第1620号の事業地に、和歌山県西牟婁郡白浜町字大阪田、字小阪田、字引越シ、字月崎、字足継、字籠目、字千畳敷及び字瓜切を加え、和歌山県西牟婁郡白浜町字越口、字堂ノ谷、字峠砦、字梓無し、字中尾、字川下り、字洲崎、字田尻口、字田尻濱、字坂本、字江津良泓、字江津良谷、字宇名賀占、字美之浦、字端田峠及び字端田下夕地内において事業地を変更する。

和歌山県告示第184号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成28年3月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 施行者の名称

かつらぎ町

2 都市計画事業の種類及び名称

かつらぎ都市計画公園事業4・4・3号かつらぎ西部公園

3 事業施行期間

自 平成28年3月1日

至 平成31年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字窪、大字背ノ山及び大字萩原地内

(2) 使用の部分

なし

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第1号

平成28年度和歌山県職員採用試験実施計画を次のとおり定める。

平成28年3月1日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

1 試験日程

試験名		試験案内・申込書の配布開始	受付期間	第1次試験日	第2次試験日	第3次試験日
I 種 (大学卒業程度) 資格免許職 (I種と同日実施)		平成28年4月15日 予定	平成28年4月25日～ 平成28年5月27日	平成28年6月26日	平成28年7月下旬 ～8月下旬	
III 種 (高校卒業程度) 資格免許職 (III種と同日実施)		平成28年7月19日 予定	平成28年8月8日～ 平成28年8月26日	平成28年9月25日	平成28年10月中旬 ～下旬	
第1回 警察官A	男性	平成28年3月1日 予定	平成28年3月1日～ 平成28年4月8日	平成28年5月8日	平成28年6月上旬 ～中旬	平成28年 7月中旬
	女性					
第2回 警察官A	男性	平成28年6月24日 予定	平成28年7月1日～ 平成28年8月15日	平成28年9月18日	平成28年10月中旬 ～下旬	平成28年 11月中旬
	女性					
警察官B	男性					
	女性					
第1回育休任期付		平成28年5月20日 予定	平成28年5月27日～ 平成28年6月17日	平成28年7月10日	平成28年8月上旬	
第2回育休任期付		平成28年12月9日 予定	平成28年12月15日～ 平成29年1月6日	平成29年1月22日	平成29年2月上旬	

2 受験資格

試験名	受験資格
I 種	次のア又はイの要件を満たす人 ア 昭和56年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人 イ 平成7年4月2日以降に生まれた人で、大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成29年3月末日までに卒業見込みの人
III 種	平成4年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人（大学（短期大学を除く。）における在学期間が2年を超える人を除く。）

資格免許職	昭和52年4月2日以降に生まれた人	
警察官 A	男性	昭和59年4月2日以降に生まれた人で、大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成29年3月末日までに卒業見込みの人
	女性	
警察官 B	男性	昭和59年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人で、上記「警察官A」の受験資格に該当しない人
	女性	

3 試験地

試験名	第1次試験	第2次試験等	
I 種	和歌山市、田辺市	和歌山市	
資格免許職 (I種と同日実施)			
III 種	和歌山市、田辺市、新宮市	和歌山市	
資格免許職 (III種と同日実施)			
警察官 A	男性	和歌山市 (第2次試験、第3次試験)	
	女性		
警察官 B	男性		
	女性		
育休任期付	和歌山市		和歌山市

4 その他

- (1) 試験区分、採用予定人員、受験資格等の詳細については、各試験ごとに要綱を定める。
なお、この計画は、都合により変更する場合がある。
- (2) 育休任期付職員採用試験の第1次試験については、募集する試験区分により、和歌山市のほか、田辺市又は新宮市で試験を実施する場合がある。
- (3) この計画に定める試験以外の試験（身体障害者を対象とした職員採用試験等）については、実施の有無を含め未定である。

和歌山県人事委員会告示第2号

平成28年度第1回和歌山県警察官A採用試験を次の要綱により実施する。

平成28年3月1日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

平成28年度第1回和歌山県警察官A採用試験要綱

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容	
警察官 A	男性一般	35人程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持
	女性一般		
	男性武道 (柔道)	2人程度	上記の職務に加え職員に対して武道指導を行う。
	男性武道 (剣道)	2人程度	
	語学 (英語)	2人程度	上記の職務に加え通訳業務を行う。

※ 採用予定人員は、退職者の状況等により変更になる場合がある。

2 受験資格

受験資格は、次表のとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する人は、受験することができない。

(1) 日本国籍を有しない人

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人（準禁治産者を含む。）

試験区分		学歴・資格等	年齢及び性別
警察官 A	男性一般	ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成29年3月末日までに卒業見込みの人	昭和59年4月2日以降に生まれた男性
	女性一般	イ 和歌山県人事委員会がアに該当する人と同等の資格があると認める人	昭和59年4月2日以降に生まれた女性
	男性武道（柔道）	男性一般の受験資格を有し、柔道の段位が3段以上の人で公益財団法人全日本柔道連盟又はこれに加盟する団体が行う全国的な競技会又はそれらに相当する競技会に出場した人（平成29年3月末日までにこれらの資格要件を満たす見込みの人を含む。）	昭和59年4月2日以降に生まれた男性
	男性武道（剣道）	男性一般の受験資格を有し、剣道の段位が3段以上の人で一般財団法人全日本剣道連盟又はこれに加盟する団体が行う全国的な競技会又はそれらに相当する競技会に出場した人（平成29年3月末日までにこれらの資格要件を満たす見込みの人を含む。）	
	語学（英語）	男性一般又は女性一般の受験資格を有し、次のいずれかの資格等を有する人 なお、それぞれの資格等は平成23年4月1日以降に取得したものに限り。 ア 実用英語技能検定 準1級以上 イ TOEIC 700点以上 ウ TOEFL (iBT) 76点以上 エ 国際連合公用語英語検定試験B級以上	昭和59年4月2日以降に生まれた男性又は女性

※ 男性武道の段位については、柔道は公益財団法人講道館から、剣道は一般財団法人全日本剣道連盟から授与されたものに限り。また、受験資格に定める資格等を平成29年3月末日までに取得できなかった場合、採用資格を失う。

※ 男性武道及び語学（英語）の試験区分については、資格等の証明書の写しを受験申込みの際に提出し、第1次試験当日に原本を提示できる人に限り。

※ 資格等が受験資格に該当するかが明らかでない場合は、警察本部警務課に問い合わせること。

3 試験の日時、試験地及び合格発表

	日時	試験地	合格発表
第1次試験	平成28年5月8日（日）午前9時	和歌山市 田辺市	平成28年5月中旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、合格者に通知する。
第2次試験	平成28年6月上旬～中旬	和歌山市	平成28年6月下旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、合格者に通知する。
第3次試験	平成28年7月中旬	和歌山市	平成28年8月上旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、受験者全員に通知する。

※ 男性武道及び語学（英語）の第1次試験会場は、和歌山市に限り。

4 試験の方法及び内容

(1) 第1次試験

試験種目等	配点	内容

教養試験 (択一式2時間)	500点	警察官として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験 (50問)
実技試験	500点	柔道又は剣道についての実技試験
専門試験	500点	語学力 (英語) についての口述試験 (読取りを含む。)
資格加点	別表に掲げる対象となる資格等の該当者に加点する。	
適性検査		職務遂行上必要な適性についての検査 なお、検査結果は、第2次試験及び第3次試験における面接試験の参考資料とする。
身体検査		職務遂行上必要な身体的条件を有するか否かについての検査

※ 教養試験の内容は、大学卒業程度で行う。

※ 実技試験は、男性武道 (柔道) 及び男性武道 (剣道) の受験者のみ実施する。

男性武道 (柔道) の受験者は、講道館柔道審判規則に定められている柔道衣を持参すること。

男性武道 (剣道) の受験者は、全日本剣道連盟剣道試合及び審判規則に定められている剣道衣、竹刀及び剣道具を持参すること。

※ 専門試験は、語学 (英語) の受験者のみ実施する。

※ 資格加点は、警察官A男性一般又は警察官A女性一般の受験者のうち、受験申込みの際に証明書の写しを添付の上、申請を行い、第1次試験当日に原本を提示した場合に限り、加点の対象とする。

また、資格加点の対象となる資格等及び点数は別表のとおりとし、複数の資格等を有する場合は、最も点数の高いもののみを加点する。

なお、柔道及び剣道の段位については、柔道は公益財団法人講道館から、剣道は一般財団法人全日本剣道連盟から授与されたものに限る。

別表

	対象となる資格等	点数
柔道及び剣道	3段以上	50点
	2段	40点
	初段	30点
語学 (英語)	・ 実用英語技能検定1級 ・ TOEIC 900点以上 ・ TOEFL (iBT) 101点以上 ・ TOEFL (PBT) 607点以上 ・ TOEFL (CBT) 253点以上 ・ 国際連合公用語英語検定試験A級以上	50点
	・ 実用英語技能検定準1級 ・ TOEIC 700点以上 ・ TOEFL (iBT) 76点以上 ・ TOEFL (PBT) 540点以上 ・ TOEFL (CBT) 207点以上 ・ 国際連合公用語英語検定試験B級以上	40点
	・ 実用英語技能検定2級 ・ TOEIC 500点以上 ・ TOEFL (iBT) 52点以上 ・ TOEFL (PBT) 470点以上 ・ TOEFL (CBT) 150点以上 ・ 国際連合公用語英語検定試験C級以上	30点

(2) 第2次試験

試験種目等	配点	内容

面接試験	600点	人物、能力、性格等についての個別面接
体力試験	200点	職務遂行上必要な体力についての試験 (立幅跳び、上体起こし、腕立伏臥腕屈伸、時間往復走及び往復持久走)
論文試験 (1時間30分)	※200点	一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験 (1, 200字程度)
適性検査		職務遂行上必要な適性についての検査
身体精密検査		職務遂行上必要な健康度を有するか否かについての検査 (胸部疾患、伝染性疾患、心臓疾患等の有無及び聴力、色覚等を判定するため、レントゲン検査、血液検査、尿検査等を行う。)

※ 論文試験の採点は、第3次試験で行う。

また、別途作成する本試験案内に平成27年度の論文テーマを掲載する。

(3) 第3次試験

試験種目	配点	内容
面接試験	1, 200点	人物、能力、性格等についての個別面接

(第1次試験及び第2次試験における身体検査及び身体精密検査の基準)

検査項目	合格基準	
	警察官A男性	警察官A女性
身長	おおむね160cm以上	おおむね150cm以上
体重	おおむね47kg以上	
視力	両眼とも裸眼視力が0. 6以上又は矯正視力が1. 0以上であること。	
色覚	職務遂行に支障がないこと。	
その他 (胸部疾患、伝染性疾患、心臓疾患等の有無及び聴力等)	職務遂行に支障がないこと。	

※ 上記検査項目のうち、身長、体重及び視力については、いずれか一つでも合格基準を下回る場合に、色覚及びその他については、いずれか一つでも職務遂行に支障があると認められる場合には不合格となる。

第1次試験、第2次試験及び第3次試験の合格者は、各試験種目の総合得点順に決定する。ただし、各試験種目 (第1次試験の適性検査を除く。) には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合には、総合得点が高くても不合格となる。

また、資格加点については、教養試験の合格基準を満たさない者には加点しない。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込方法

次のいずれかにより和歌山県警察本部警務課に申し込むこと。

ア インターネット

和歌山県ホームページの電子サービス「電子申請/申請書」にある「和歌山県電子申請システム」から、画面上の指示に従って申込手続を行うこと。

イ 郵送

所定の申込用紙 (申込書、受験票及び写真票) に必要事項を記入し、写真票に顔写真を貼って、和歌山県警察本部警務課まで郵送すること。また、封筒の表に「警察官採用試験受験申込み」と朱書きし、必ず簡易書留郵便にすること。

申込用紙は、和歌山県ホームページの電子サービス「電子申請/申請書」にある「和歌山県電子

申請システム」の「申請書ダウンロード」から印刷するか、次の配布場所において入手すること。

〈申込用紙の配布場所〉

和歌山県警察本部警務課

和歌山県警察本部交通センター

県内各警察署

和歌山県人事委員会事務局

和歌山県パスポートセンター

和歌山県庁正面玄関サービスステーション

和歌山県東京事務所

和歌山県名古屋観光センター

また、申込用紙を郵便で請求する場合は、切手を貼った宛先明記の返信用封筒を必ず同封して、和歌山県警察本部警務課へ請求すること。

(2) 受付期間

ア インターネットによる申込みの場合

平成28年3月1日（火）午前10時から同年4月8日（金）午後4時までの間に受信したものを受け付ける。

イ 郵送による申込みの場合

平成28年3月1日（火）から受付を開始し、同年4月8日（金）までの消印のあるものを受け付ける。

(3) 受験票等の交付

ア インターネットによる申込みの場合

申込みを受理した場合は、「受付審査完了通知メール」を送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請システム内で発行する。受験票を発行した場合は、「受験票発行通知メール」を送信するので、指示に従い受験票ファイル及び写真票ファイルをダウンロードし、書面に印刷すること。写真票には受験番号、氏名等を記入し、顔写真を貼ること。

試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。

なお、試験当日、写真票に顔写真が貼られていない場合は受験できない。

イ 郵送による申込みの場合

申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験票を交付する。

なお、申込書の記載事項に不備があるときは受理できない場合がある。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、警察本部長からの請求により人事委員会が成績順に提示し、その中から採用者が決定される。警察本部長からの請求は、欠員の状態に応じて行われるため、採用候補者名簿に登載された人でも採用されない場合がある。採用候補者名簿の有効期間は、当該名簿が確定した日から原則として1年間である。

大学卒業見込みで受験した人は、平成29年3月末日までに卒業できない場合、採用資格を失う。

採用は、卒業見込み者については平成29年4月以降、既卒者については平成28年9月以降の予定である。

(2) 採用者は、和歌山県巡査に任命され、6か月間警察学校に入校し、卒業後県内の各警察署に配属される。

7 給与等

(1) 給与

採用時の給料月額は、199,500円（平成27年4月1日現在）で、経歴その他に応じて一定の額が加算される。

このほか、警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）等の定めに従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

(2) 住宅

警察学校入校期間中は、全寮制である。また、各警察署に住宅の設備がある。

8 昇進

所定の年限を勤務すると、昇任試験に合格することにより昇任することができる。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項の規定により口頭で開示請求することができる。

開示を希望する人は、以下により受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

試験の種類	請求できる人	開示内容	開示期間
第1次試験	第1次試験不合格者	第1次試験の総合得点及び総合順位	合格発表日から1月間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。） 午前9時（開示期間の初日は、合格発表後）から午後5時45分まで
第2次試験	第2次試験不合格者	第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	
第3次試験	第3次試験受験者	第1次試験の総合得点及び総合順位、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位並びに第1次試験、第2次試験及び第3次試験を合わせた総合得点及び総合順位	

10 その他

この試験についての問合せは、和歌山県人事委員会事務局又は和歌山県警察本部警務課にすること。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成28年3月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
民主党和歌山県参議院選挙区第1総支部	坂田隆徳	主たる事務所の所在地	岩出市中迫157-2	和歌山市井ノ口261-2	平成 28. 1. 25

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
森下誠史後援会	福田秋	会計責任者	脇田佐登美	柏木明美	平成 27. 12. 1

川端進後援会	瀧上恭宏	代表者	瀧上恭宏	寺杣茂男	平成 28. 1. 1
		会計責任者	坂中芙佐子	筈谷哲二	
直政会	山下直也	会計責任者	北浦直美	名越富美子	平成 28. 1. 27

和歌山県選挙管理委員会告示第13号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定による資金管理団体の指定の取消し及び同項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成28年3月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上 山 義 彦

法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
大沢広太郎	広友会	平成 27. 12. 31

和歌山県選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成28年3月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上 山 義 彦

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解 散 年月日
自由民主党和歌山県橋本市第二支部	上田良治	平成 27. 12. 31
自由民主党和歌山県田辺市第一支部	大沢広太郎	平成 27. 12. 31
自由民主党紀伊田辺支部	大沢広太郎	平成 27. 12. 31

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解 散 年月日
丸山良章後援会	堂野前勝	平成 27. 12. 31
広友会	大沢広太郎	平成 27. 12. 31
大沢広太郎後援会	田中善春	平成 27. 12. 31
出口修次をはげます会	山本尚夫	平成 27. 12. 31

和歌山県選挙管理委員会告示第15号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書を受領したので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成28年3月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

政治団体の収支報告書（平成27年分）の要旨

(単位：円)

自由民主党和歌山県橋本市第二支部

報告年月日 28.01.15

1	収入総額		<u>1,491,570</u>	
	前年繰越額		45,364	
	本年收入額		1,446,206	
2	支出総額		<u>1,491,570</u>	
3	本年收入の内訳			
	個人の党費・会費	(51人)		46,200
	寄附		420,000	
	個人分		120,000	
	政治団体分		300,000	
	機関紙誌の発行その他の事業による収入		880,000	
	第二支部結成の集い		880,000	
	本部又は支部から供与された交付金に係る収入		100,000	
	自由民主党和歌山県支部連合会		100,000	
	その他の収入		6	
	一件十万円未満のもの		6	
4	支出の内訳			
	経常経費		155,400	
	人件費		100,000	
	備品・消耗品費		55,400	
	政治活動費		1,336,170	
	機関紙誌の発行その他の事業費		1,336,170	
	機関紙誌の発行事業費		419,591	
	宣伝事業費		596,579	
	政治資金パーティー開催事業費		320,000	
5	寄附の内訳			
	(個人分)			
	松本 芳明		120,000	橋本市
	(政治団体分)			
	真政会		300,000	東京都千代田区

自由民主党和歌山県田辺市第一支部

報告年月日 28.02.04

1	収入総額		<u>0</u>
2	支出総額		<u>0</u>

自由民主党紀伊田辺支部

報告年月日 28.02.04

1	収入総額		<u>598,998</u>
	前年繰越額		598,998
2	支出総額		<u>598,998</u>
3	支出の内訳		
	経常経費		598,998
	備品・消耗品費		238,998
	事務所費		360,000

丸山良章後援会

報告年月日 28.01.05

1 収入総額 0
 2 支出総額 0

広友会

資金管理団体の届出をした者の氏名 大沢広太郎
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 和歌山県議会議員
 報告年月日 28.02.04

1 収入総額 0
 2 支出総額 0

大沢広太郎後援会

報告年月日 28.02.04

1 収入総額 0
 2 支出総額 0

出口修次をはげます会

報告年月日 28.02.10

1 収入総額 17,050
 前年繰越額 17,050
 2 支出総額 0

和歌山県選挙管理委員会告示第16号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成28年3月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党和歌山県理学療法士連盟支部	鍋嶋崇之	西川典男	和歌山市十二番丁45	○	平成28.2.10

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
鶴保庸介湯浅町後援会	上野祥宏	寺村公博	有田郡湯浅町湯浅3013	平成28.1.12
うつみ洋一後援会	内海洋一	内海律子	西牟婁郡白浜町2998-32	平成28.2.8
元気あふれる御坊市の会	二階俊樹	坂口善則	御坊市島440-1 二階俊博新風会事務所内	平成28.2.18
にかい俊樹後援会	高垣太郎	坂口善則	御坊市島440-1 二階俊博新風会事務所内	平成28.2.18

和歌山県選挙管理委員会告示第17号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成28年3月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

資金管理団体の届出をした者 (代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日
内海洋一	白浜町長	うつみ洋一後援会	西牟婁郡白浜町2998-32	平成 28.2.5
二階俊樹	御坊市長	元気あふれる御坊市の会	御坊市島440-1 二階俊博 新風会事務所内	平成 28.2.18

公 告

公 告

次の軽油引取税免税軽油使用者証は、紛失した旨の届出があったので、平成28年2月4日以降無効とする。

平成28年3月1日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

業 種	記 号 番 号	有 効 期 限	免税軽油使用者証に記載された 使用者の住所及び氏名	交付した事務所
船舶	和歌山県 第803403号	平成27年4月17日から 平成30年3月31日まで	東牟婁郡那智勝浦町勝浦959 湯川宣康	紀南県税事務所

熊野灘沿岸海岸保全基本計画の案の縦覧

海岸法(昭和31年法律第101号)第2条の3第7項において準用する同条第4項の規定により、海岸保全基本計画のうち、海岸保全施設の整備に関する事項について、次のとおり変更しようとするので、同条第5項の規定により、当該計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該計画の案について意見がある者は、縦覧期間満了の日まで、和歌山県知事に意見書を提出することができる。

平成28年3月1日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

1 海岸保全基本計画の名称

熊野灘沿岸海岸保全基本計画

2 変更しようとする海岸保全施設の整備に関する事項

(1) 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項

ア 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域

イ 海岸保全施設の種類、規模及び配置

ウ 海岸保全施設による受益の地域及びその状況

(2) 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

ア 海岸保全施設の存する区域

イ 海岸保全施設の種類、規模及び配置

ウ 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

3 海岸保全基本計画の案の縦覧場所

和歌山県県土整備部港湾空港局港湾漁港整備課、東牟婁振興局串本建設部、東牟婁振興局新宮建設部、新宮市、那智勝浦町、太地町及び串本町

4 縦覧の期間

平成28年3月1日から同月15日まで

監 査 公 表

和歌山県監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成27年12月24日及び平成28年1月19日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成28年3月1日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一

和歌山県監査委員 足 立 聖 子

和歌山県監査委員 立 谷 誠 一

和歌山県監査委員 泉 正 徳

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関	監査実施年月日
西牟婁振興局	平成27年12月24日
紀南県税事務所	〃
紀南児童相談所	〃
田辺産業技術専門学院	〃
南紀白浜空港管理事務所	〃
給与福利課紀南分室	〃
和歌山県教育センター学びの丘	〃
和歌山県立田辺高等学校・田辺中学校	〃
和歌山県立田辺工業高等学校	〃
和歌山県立神島高等学校	〃
和歌山県立南紀高等学校	〃
和歌山県立熊野高等学校	〃
和歌山県立南紀支援学校	〃
和歌山県立はまゆう支援学校	〃
和歌山県田辺警察署	〃
和歌山県白浜警察署	〃
東牟婁振興局	平成28年1月19日
なぎ看護学校	〃
和歌山県立串本古座高等学校	〃
和歌山県立新宮高等学校	〃
和歌山県立新翔高等学校	〃
和歌山県立みくまの支援学校	〃
和歌山県串本警察署	〃
和歌山県新宮警察署	〃

2 監査の結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 西牟婁振興局地域振興部

(ア) 公募型企画コンペにおいて、附属機関の設置等に関する条例（昭和28年和歌山県条例第2号）第2条に基づかない選定委員会によって事業者の選定を行っていたので、適正に処理されたい。

(イ) 旅費計算を誤り、支出及び戻入をしていた事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) 収入調定において、調定時期が遅延している事例があったので、適正に処理されたい。

(エ) 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。

(オ) 工事完成検査結果通知が著しく遅延している事例があったので、適正に処理されたい。

- (カ) 物品管理において、現物確認できない備品（閲覧用図書）があったので、適正に処理されたい。
- (キ) 年会費に係る負担金において、請求書なしに支出されていたので、適正な支出審査を行われたい。
- (ク) 複写機の賃借料の支払において、支払先を誤って支出して後日戻入している事例があったので、適正な支出審査を行われたい。
- (ケ) 外出承認簿において、移動方法欄の記載が漏れていたため、適正に処理されたい。

イ 西牟婁振興局健康福祉部

- (ア) 生活保護費返還金の未収金については、平成26年度末で約488万円となっており、前年度末に比し約53万円減少している。
今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。
- (イ) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成26年度末で約436万円となっており、前年度末に比し約15万円減少している。
今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。
- (ウ) 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行っていなかったため、適正に処理されたい。
- (エ) 知的障害者福祉施設負担金に係る延滞金について、収納事務処理を誤った結果、平成26年度収入未済額に誤りが生じていたので、適正に処理されたい。
- (オ) 外出承認簿において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。
 - a 旅行命令をすべきところ外出承認で処理していた。
 - b 自家用車使用の場合の使用する自家用車等の車番・保険内容等欄の記入漏れがあった。

ウ 西牟婁振興局建設部

- (ア) 土木使用料（公営住宅）の収入未済額は、平成26年度末で約1,481万円となっており、前年度末に比し約43万円増加している。
今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。
- (イ) 工事請負契約において、入札参加資格審査の誤りが原因で後日契約解除している事例があったので、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。
- (ウ) 単価契約を締結している工事請負費において、過誤払（二重払）をして後日戻入している事例があったので、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。
- (エ) 複写機の賃借料の支払において、支払先を誤って支出して後日戻入している事例があったので、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。
- (オ) 工事請負代金が3割以上増額となる変更契約において、契約保証金を増額していない事例があったので、適正に処理されたい。

エ 紀南県税事務所

- (ア) 県税の未収金については、滞納整理に努力されているところであり、収入率は94.1%と前年度に比し1.0ポイント増加しており、平成26年度末の収入未済額も約3億8,464万円と、約7,075万円減少している。

しかしながら、個人県民税の収入未済額は、県税全体の約87%を占めていることから、管内市町村への職員派遣や地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続実施するとともに、事務所の滞納整理の方針に従いその強化を図り、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。

また、延滞金についても、適切な債権管理により収入未済額の縮減に努められたい。

- (イ) 月刊誌及び法規集追録の購入について、納品書が保存されていなかったため、平成21年1月5日

付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

オ 紀南児童相談所

児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成26年度末で約215万円となっており、前年度末に比し約19万円減少している。

今後も、子ども未来課等と債権管理の方策について十分協議を進めるとともに、督促や戸別訪問等徴収に向けた取組を行い、未収額の縮減を図られたい。

カ 田辺産業技術専門学院

(ア) 物品調達台帳において、決裁がなされていなかったため、適正に処理されたい。

(イ) 超過勤務手当について、週38時間45分を超えていないにもかかわらず25/100の手当を支給していたので、適正に処理されたい。

キ 和歌山県立神島高等学校

物品管理について、現物確認できない備品があったため、適正に処理されたい。

ク 和歌山県立熊野高等学校

(ア) 年会費に係る負担金の支出において、支出負担行為として整理する時期を誤っていたので、適正に処理されたい。

(イ) 旅行命令をすべきところ外出承認で行っていたので、適正に処理されたい。

(ウ) 週38時間45分の勤務時間を超えているにもかかわらず、25/100の手当が支給されていなかったため、適正に処理されたい。

(エ) 物品管理について、現物確認できない備品があったため、適正に処理されたい。

ケ 和歌山県立南紀支援学校

通勤手当の支給月額を誤った事例があったため、適正に処理されたい。

コ 和歌山県立はまゆう支援学校

(ア) 年会費に係る負担金の支出において、支出負担行為として整理する時期を誤っていた。また、請求書を受領せず支出を行っていたため、併せて適正に処理されたい。

(イ) 郵便振替手数料について、支出科目を誤っていたため、適正に処理されたい。

(ウ) 同一の旅行に係る旅行命令簿の決裁が二重に行われたために旅費の二重支払が行われていた。当該誤りが判明した後に過支給分は戻入されているが、今後このようなことがないように、適正に処理されたい。

(エ) 旅費計算書において、計算誤りにより過誤払が生じていたため、適正に処理されたい。

(オ) 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていない事例があったため、和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に基づき、適正に処理されたい。

(カ) 平成27年1月に完了した学校内の遊具点検の結果、機能に関する総合判定で「C」レベル（異常があり、修繕又は対策が必要）と認定されたにもかかわらず「使用可」になっている遊具について、遊具ごとの修繕要否など対応方針を検討していなかったため、事故防止対策に適切に取り組まれたい。

サ 東牟婁振興局地域振興部

(ア) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたため、適正に処理されたい。

(イ) 各種証明関係事務の手数料について、徴収額を誤っていた事例があったため、適正に処理されたい。

(ウ) 旅費について、概算払したにもかかわらず精算払でも支出し、戻入していた事例があった。また、当該概算払に係る旅行命令簿を保存していなかったため、今後このようなことがないように、適正に処理されたい。

(エ) 集中調達物品以外の物品の調達に係る消耗品の納品について、物品調達伺書を起案した職員が

納品検査を行っていた事例があったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

シ 東牟婁振興局健康福祉部

(ア) 生活保護費返還金の未収金については、平成26年度末で約879万円となっており、前年度末に比し約42万円増加している。

今後も、文書による督促に加え、電話による催告、自宅訪問による納付指導など、適切な債権管理に努められたい。

また、被保護者の資産状況を精査し収入の把握に努めるなど、新規未収金の発生防止に努められたい。

(イ) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成26年度末で約357万円となっており、前年度末に比し約16万円増加している。

今後も、新規未収金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、適時に連帯保証人や連帯借受人などを交えた協議の場を持つなど、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(ウ) 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が発生していたので、今後は事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

ス 東牟婁振興局健康福祉部串本支所

(ア) 生活保護費返還金の未収金については、平成26年度末で約669万円となっており、前年度末に比し約41万円増加している。

今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成26年度末で約49万円となっており、前年度末に比し約4万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。

(ウ) 台帳扱い物品の調達に係る消耗品の納品について、納品書に受付印及び担当者の個人印の押印がなされていないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

セ 東牟婁振興局串本建設部

(ア) 土木使用料（公営住宅）については、平成26年度末で約61万円が収入未済となっており、前年度末に比し約19万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 河川巡視員の報酬について、支払が遅延している事例があったので、適正に処理されたい。

ソ 東牟婁振興局新宮建設部

(ア) 土木使用料（公営住宅）の収入未済額は、平成26年度末で約214万円となっており、前年度末に比し約33万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 工事請負契約の違約金については、平成26年度末で約38万円が収入未済となっているので、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(ウ) 交通事故に伴う損害賠償請求に係る収入未済額が平成26年度末で約27万円新たに発生している。今後、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(エ) 港湾保安警備委託業務支出において、履行確認がなされていなかったため、適正に処理されたい。

(オ) 物品管理について、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

- (カ) 債務負担行為の建設工事における会計年度末の出来高を出来高検査によらない方法で確認していた事例があったので、適正に処理されたい。
- (キ) 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。
- (ク) 物品調達台帳において、支出科目の記載漏れがあったので、適正に処理されたい。
- (ケ) 取り消した支出負担行為票と元の支出負担行為票が保存されていなかったため、今後このようなことがないように、適正に処理されたい。
- (コ) 旅行命令簿において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。
 - a その他欄の訂正があった。
 - b 復命日の記載誤りがあった。
- (サ) 不用品処分調書において、決裁権者の押印が漏れていたため、適正に処理されたい。

タ なぎ看護学校

- (ア) 超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿において、週38時間45分の勤務時間を超えているにもかかわらず、代休に係る25/100の手当が支給されていない事例があった。
また、勤務者印及び事後確認の命令権者印が押印されていない事例があったので、併せて適正に処理されたい。
- (イ) 業務委託契約において、支出負担行為を確認できなかったため、適正に処理されたい。

チ 和歌山県立串本古座高等学校

旅費について、旅費別途に該当する旅行命令にもかかわらず旅費を支出し、戻入していた事例があったので、今後このようなことがないように、適正に処理されたい。

ツ 和歌山県立新宮高等学校

旅行命令簿において、旅費計算を誤り旅費が過支給されていたものがあったので、適正に処理されたい。

テ 和歌山県立新翔高等学校

簡易公開調達に付した貯水槽衛生管理業務委託について、予定価格を上回る金額で契約を締結していたため、今後このようなことがないように、適正に処理されたい。

ト 和歌山県立みくまの支援学校

- (ア) 業務委託契約において、実績報告書を受領していなかった。また、実績報告書受理前に履行確認を行っていたため、併せて適正に処理されたい。
- (イ) 旅行命令簿において、用務地を誤り旅費が過支給され戻入を行っていたため、今後このようなことがないように、適正に処理されたい。

(3) 検討事項

東牟婁振興局新宮建設部

廃道敷地については、平成26年度末で6件が未処理となっているので、引き続き廃道敷地の現況に応じた適正な管理とともに、処分に努められたい。

(4) 上記以外の機関においては、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。